

令和2年第3回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年3月4日(水) 午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第1会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事の事業計画について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 奥野 陽一

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(6名)

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

麻生 洋

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（奥野陽一）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和2年第3回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、3番 杉田裕委員、4番 小川博委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号1についてご説明いたします。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、須賀字下割、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は1,788㎡ 他1筆で合計3,000㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は4人、申請事由は、譲渡人が高齢による経営規模の縮小、譲受人が経営規模の拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を

ご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、譲受人は許可後も水稻を作付けす
る計画のため、問題ないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1番（芝野茂）

今回、申請された須賀の農地について現地を確認したところ、周りは水田地帯にな
り、申請地は適正な管理が行われている状況でしたので問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の麻生さんから、ご発言がありましたら願いま
す。

○農地利用最適化推進委員（麻生洋）

譲受人は、須賀集落内でも農地の受け手となり集積を進めている方なので、問題な
いと思われ
ます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号11までは、農地中間管理事業の案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、3ページ、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号1から11までについて、一括してご説明いたします。

整理番号1、場所については、12ページをご覧ください。

農地の所在が四箇字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は3,100㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。期間は令和2年3月23日から令和20年3月22日までの18年間となっております。

なお、整理番号7までは、全て同じ期間ですので個々の説明は省略させていただきます。

続いて、整理番号2、場所については12ページをご覧ください。

農地の所在が四箇字上耕地、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は188㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号3、場所については13ページをご覧ください。

農地の所在が押付字下、地目は登記簿が畑、現況は田で面積は198㎡ 他1筆で合計488㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号4、場所については13ページをご覧ください。

農地の所在が押付字上、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は1,391㎡ 他1筆で合計1,589㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号5、場所については12ページをご覧ください。

農地の所在が長門谷字上、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は1,107㎡ 他4筆で合計3,552㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号6、場所については13ページをご覧ください。

農地の所在が押付字上、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は1,147㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号7、場所については、12ページをご覧ください。

農地の所在が四箇字中耕地、地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は942㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号8、場所については、14ページをご覧ください。

農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は155㎡ 他18筆で合計12,450㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間となっております。

なお、整理番号11まで、全て同じ期間ですので個々の説明は省略させていただきます。

続いて、7ページから8ページにかけて、整理番号9、場所については、15ページをご覧ください。

農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は903㎡ 他30筆で合計22,025㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、9ページから10ページにかけて、整理番号10、場所については、16ページをご覧ください。

農地の所在が興津字水海道、地目は登記簿、現況共に田、面積は109㎡ 他30筆で合計20,378㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、整理番号11、場所については、17ページをご覧ください。

農地の所在が須賀字下割、地目は登記簿、現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡ 他11筆で合計25,920㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

なお、本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積です。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により11名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第2号整理番号

1 から整理番号 1 1 までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 (大野久男)

意義なしとのことですので、議案第 2 号整理番号 1 から整理番号 1 1 までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって、議案第 2 号整理番号 1 から整理番号 1 1 までは、原案のとおり決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画 (案) に対する意見について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

なお、整理番号 1 については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長 (奥野陽一)

それでは、1 8 ページ、議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画 (案) に対する意見について、整理番号 1 についてご説明いたします。

場所については、1 2 ページと 1 3 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が四箇字上耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は 3, 1 0 0 m² 他 4 筆で合計 4, 8 3 7 m² です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。1 0 アール当たりの賃借料は 1 俵、期間は、四箇字上耕地〇〇だけが再配分のため、令和 2 年 3 月 2 3 日から令和 1 8 年 1 0 月 2 1 日までとなっております。他の農地は、令和 2 年 3 月 2 3 日から令和 2 0 年 3 月 2 2 日までの 1 8 年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

長谷川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、整理番号2、場所については、13ページをご覧ください。

農地の所在が押付字上、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,391㎡ 他1筆で合計1,589㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1俵、期間は令和2年3月23日から令和20年3月22日までの18年間となっております。

本件も農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人について印西市に確認したところ、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号3について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、整理番号3、場所については、12ページをご覧ください。

農地の所在が長門谷字上、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,107㎡ 他5筆で合計4,494㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1俵、期間は令和2年3月23日から令和20年3月22日までの18年間となっております。

本件も農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号4について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、20ページから24ページにかけて、整理番号4、場所については、1

4ページから17ページをご覧ください。

農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は155㎡ 他88筆で合計79,601㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は全て1.5俵、期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間となっております。

本件も農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号5について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、整理番号5、場所については、14ページをご覧ください。

整理番号5 農地の所在が興津字館ヶ崎、地目は登記簿、現況共に田、面積は145㎡ 他3筆で合計1,172㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間となっております。

本件も農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人について成田市に確認したところ、担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時

従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号5については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号6について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、整理番号6、場所については、27ページをご覧ください。

整理番号6 農地の所在が酒直字新落合埜、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,500㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年3月23日から令和11年9月19日までとなっております。

この案件は、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になることから終期が令和11年9月19日までとなっております。

また、今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号 整理番号1により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、農用地の配分を行なうものです。

新たな借受人については、担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号6について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号6については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、26ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、27ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字新落合埜、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,500㎡です。貸付人、転貸人、借受人は記載のとおりです。

また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、全て令和2年1月30日です。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事の事業計画について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、28ページ、報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事の事業計画について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、32ページをご覧ください。

本件は、通常、農地法第5条の転用又は一時転用の許可を要するところですが、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合、農地転用許可は不要になり、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」により、事前に事業者より事業計画書の提出がありましたので報告するものです。

28ページが基地局の事業計画となります。

借用農地の所在が安食字十五町歩、地目は田、251㎡の内76.73㎡ 他1筆で合計327.67㎡です。

次に、29ページが基地局を作るために必要な事業の計画になります。

工事中借用農地の所在が安食字十五町歩、地目は田、251㎡の内の60.7㎡ 他6筆で合計895.33㎡です。

各借用地の詳細については、30ページをご覧ください。

工期については、令和2年5月から令和2年8月となっております。工事の目的は、NTTドコモの基地局の新設工事になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第3回総会を閉会します。

○事務局長（奥野陽一） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時30分閉会